

令和3年度北九州市PR動画制作業務委託 仕様書

1 件名

令和3年度北九州市PR動画制作業務委託業務

2 業務の主旨

(1) 背景

北九州市は今年7月に新しい都市ブランド「New U あたらしいことを、はじめやすい都市。福岡県北九州市。」を策定しました。この都市ブランドは北九州市が10代～30代の若者にとって、新しいことに挑戦しやすくチャンスに溢れたまちだということを市内外に認識してもらい、北九州市での定住移住を促し、都市としての魅力向上を目指すものです。市内にはあたらしいことをはじめやすい雰囲気（土地柄や人柄など）があり、すでにさまざまな「あたらしいこと」をはじめている方々もたくさんいます。ただ、まだまだそういった北九州市の雰囲気や可能性、潜在能力を知らない方も多いため。そんな方々にもっともっと北九州市のポテンシャルを感じてほしいと動画を制作することにしました。

(2) 目的

新しい都市ブランド「NewU」をとおして、市内外に北九州市の潜在能力をPRするもの

(3) 履行期間

契約を締結した日から令和4年3月31日まで

(4) 動画のリリース日

令和4年3月初旬

※制作状況により変動するものとする

3 動画の概要

(1) ねらい

ア 市内外への新たな都市ブランド「NewU あたらしいことを、はじめやすい都市。福岡県北九州市。」の浸透

イ 市内で「あたらしいことをはじめる」活動の促進

ウ 市内での「あたらしいことをはじめやすい」風土の更なる醸成

(2) ターゲット：10代～30代（Z世代、ミレニアル世代）

(3) 内容

北九州市が「あたらしいことをはじめやすい都市」であることを印象づけることができ、北九州市の潜在能力を伝えることのできる動画を制作。

ア 制作本数

5～7作品

※音楽、映像、ナレーションなどを使用し5～7作品を制作すること。シリーズ化も可能だが1本が単独で視聴可能なものであること

イ テーマ

「New U あたらしいことを、はじめやすい都市。福岡県北九州市。」を浸透させるためのテーマ（例：人・ストーリー・能力など）を自由に設定。

ウ 再生時間

30～140秒／本

※別途15秒間の広報用CMの作成も可とする（広報用CMは制作本数に含まない）

エ 動画の用途

- ・市公式YouTubeチャンネル「KitakyuMovieChannel」にて配信
- ・市公式SNSアカウント「Twitter、Facebook、LINE、instagram」にて投稿
- ・会場放映（各種コンベンション、イベントなど）

（4）制作の注意点

- ・目的やターゲット層を意識し、効果的な編集をおこなうこと
- ・説明動画のような固いものではなく、見た人が北九州市の良さを「感じられる」ものとする
- ・トレンドを意識した撮影手法や最新技術等を使用し、高画質かつクオリティの高い映像で撮影すること
- ・動画のどこかにNew Uのロゴを使用すること
- ・追加料金なく最低2年間の映像使用ができること
- ・宗教、政治、営利目的等のほか、市のマイナスイメージにつながる題材を取り上げないこと。
- ・映像・写真・原画・音楽などの使用の際は、肖像・意匠・商標・著作などの権利に関する処理を確実に行うこと。またオリジナルデザインの作成・使用に当たっては、類似のものがいないか注意すること。
- ・成果物の著作権は、北九州市に帰属するものとする。
- ・納品後の映像については、北九州市のPR活動に資するため、北九州市の判断で、全部または一部を利用・加工できるものとし、第三者にも使用させることができるものとする。
- ・適宜、北九州市と協議を行い、業務を遂行すること

4 委託内容

(1) 動画制作に関する業務

- ・ 事業計画の策定および計画書作成
- ・ 進行管理、全体管理
- ・ シナリオ作成（必要な場合はシナリオハンティング実施）
- ・ ロケハン実施
- ・ 絵コンテ作成
- ・ 撮影及び撮影協力先との連絡調整
- ・ 撮影・編集
- ・ MA
- ・ 著作権、肖像権その他権利に関する調整
- ・ その他必要な業務

(2) 納品に関する業務

ア 納品物

(ア) 映像作品

- ・ 保存用Blu-ray 3枚
- ・ 保存用DVD 3枚
- ・ 保存用データ版DVD (mp4) 3枚
- ※以上、いずれも1枚に全作品を収納。
- ・ 貸し出し用Blu-ray 5枚
- ・ 貸し出し等DVD 10枚
- ・ 貸し出し用データ版DVD (mp4) 10枚
- ※以上いずれも1枚に全作品を収納

(イ) 議事録、プロジェクト計画書等、業務に応じて作成する書類

(3) 協議

- ア 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。
- イ 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、本市と受託者により協議の上、仕様を変更することができる。